

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春風会（以下、「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等は、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤職員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
2. 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給する。死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、介護職員給与規程（以下「給与規程」とする。）第22条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月20日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、その前日に支給する。
 - (2) 賞与については、給与規程第28条の規定に基づく。
 - (3) 退職手当については、任期満了、辞任又は死亡により退職した後、1ヶ月以内に支給する。
2. 非常勤役員等に対する報酬は、次の通りとする。
- (1) 理事、監事に対する報酬は、理事会運営規程第3条に規定する理事会開催に関係なく、毎月、本則第4条の別表4に規定する報酬額を支給する
 - (2) 評議員に対する報酬は、定款第11条に規定する評議員会に出席した都度、支給する。
3. 報酬等の支給方法は、現金又は役員職員等が指定した銀行口座にその全額を支給する。法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算等)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3. 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割り計算とし、給与規程第5条を準用する。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条第2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

これまでの役員報酬規程及び役員退職金規程を廃す。平成29年3月31日

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、2020年10月5日より施行する。

【別表 1】常勤役員等の報酬

役員等の役職区分	報酬の額
理事長	
常務理事	対象者不在のため明記無し
理事	

【別表 2】常勤役員等の賞与

	報酬の額
6月賞与	対象者不在のため明記無し
12月賞与	

【別表 3】常勤役員等の退職金算定式

最終報酬月×係数×在任年数

※上記計算式は、職員退職給与規程第3条、第4条を準用する。

【別表 4】（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び事業所業務のための出勤	5,000 円

（2）理事

	日 額
理事会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び事業所業務のための出勤	5,000 円

（3）監事

	日 額
理事会、評議会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び事業所業務のための出勤	5,000 円